



## 記念講演

# 「明日の自由を守ろう — 憲法が壊される前に」

黒澤いつき さん

「明日の自由を守る若手弁護士の会」  
(あすわか) 共同代表



### 変動する政治情勢

ご紹介にあずかりました黒澤いつきです。2児の母ですので、母親大会からお招きいただき、私の居場所はここだということを毎度確認して、話させていただけることを本当に光栄に思っております。

タイトルを「明日の自由を守ろう 憲法が壊される前に」という、もやとしたタイトルにしてしまいましたが、突然の解散で総選挙になってしまい、講演のご依頼をいただいた時はまだ春で、10月1日の時点で安倍政権とか野党とか沖縄の状況がどうなっているのだろう、どんな希望があるこ

とが語れるのかと考えて今日の日を迎えましたが、いろいろ想像していたものの、まさかこの数日のことなど、予想もしていませんでした。

解散も突然でしたが、民進党が壊れるのもあつという間の出来事で、まばたきをしている間になくなってしまって、突然、安倍政権か、希望の党か、などという構図が生まれてしまっていて、私以上に安倍首相自身がまさかと思っていると思うんですよね。

今度の選挙と私の話をどこまで絡めてお話しすればいいか考えながらお話ししますが、でも混沌としていても、私たちが願うのはただ一つだと思います。私たち国民が、私たち市民が、私たち母親が、何を守らなければいけないのか、何を譲ってはいけないのか、そういう根本のところはどこなのかというところ、立ち位置を確認する機会になればいいなと思っています。

## 民主主義の瀬戸際に立っている

夏以降、安倍政権の支持率は低下していました。いわゆる共謀罪をあんな形で成立させてしまいました。後は「モリカケ問題」ということで、ほんとに権力の私物化ですよね。でも低下していると言っても、北朝鮮がミサイルを撃ったり、核開発をやめなかったりすると、支持率は戻ってしまうんですよね。だから与党の人たちは今、憲法改正への意欲というのをまったく捨てていません。

戦争放棄を誓う憲法のもとにしながら、核兵器禁止条約にも参加しなかったし、夏にはジュネーブ軍縮会議で、

毎年送り出している高校生の、平和大使によるスピーチも突然中止させました。本当に恥ずかしい限りです。戦争放棄を捨てること、そのみならず憲法で権力を統制するという仕組み自体、近代国家というその枠組み自体を破ることに躊躇がないと言っても過言ではないと思います。

私たちは今ほんとうに近代民主主義という国家を捨てるのか、それとも続けるのか、そういう瀬戸際に立たされているのだと思います。憲法に縛られているはずの国家権力が、憲法に真っ向から矛盾する法律を次から次へと作り出している。ゆくゆくは憲法の全面的改訂を狙っているという前代未聞の状況です。

希望の党というのは民進党議員の中から、改憲とか改憲に前向きな議員だけを選ぶということを明言しているので、自民党の目指す憲法改正の補完的な勢力になるのは間違いないと思います。私は母親ですので、安保法制が作られてしまうと、全国のママの会が立ち上がった時にすごく心から共感しました。そのママの思いが凝縮された安保反対の運動、それに背を向けて、安保に賛成の議員だけを希望の党に入れるなどと言っている小池百合子さんに心を踏みにじられるような思いです。

しかしそんな状況にしながら、まだ憲法について深く考えたことのない国民が大多数だというのがとても残念な、でも現実です。憲法を変えるとか変えないとか、改憲とか護憲とかそういう言葉以前に、そもそも憲法を知らないという方が圧倒的多数です。



## 「若手弁護士会」を立ち上げる 憲法を自分の問題に！

私は4年半前安倍政権が復活した時に、もうそんな社会を変えたくて28人の仲間で「明日の自由を守る若手弁護士の会」という会を作りました。誰もが憲法を自分の問題として考える社会にしないと、もう子どもの未来は守れないと思ったからです。誰もが自然に憲法を、政治の話をおしゃべりできる風通しのいい社会。そういう社会を子どもに手渡したいという強い思いがあったからです。

いわゆる改憲勢力が衆議院参議院両方とも3分の2の議席、これは改憲を発議できる議席です。その圧倒的多数の議席をもって改憲の発議を狙っているという今。かけがえのない子どもたちの自由と平和を守るために何ができるんだろう。

今私でもできることって何だろうということ、皆さんと一緒に考える場になればと思います。安倍政権によって何が壊されようとしてきたのか、既に壊されていることは何なのか、ちょっと世界史の話になりますが、9条から離れます。



## 憲法って何だろう？

憲法って何でしょう。聖徳太子の17条憲法はさて置いて、近代民主主義国家における憲法って何だろうというと、生まれたのはアメリカの独立戦争の時代になります。日本は江戸時代の中期から後期に移る時代でした。アメリカの独立戦争に触発されたフラ

ンス革命という時代に、それまで当り前のようであった国家とは何か、人間とは何だろう、国と人とはどういう関係に立つのだろうかとか、当り前のようであったそれまでの世界観・人間観というものが、まさに革命だったんですが変わりました。

それまでの世界観・人間観といえば、一握りの貴族とか王様とか宗教指導者とかが、その他大勢の民を所有しそれを支配するという、それが国家だったのです。身分によって命の重みが違ったわけです。支配されている民には、職業も決まっているし、住む所も領地の中、職業選択も移動もまったく自由ではなかったのです。身分を超えた結婚も許されなかったし、信教の自由というのもまったく無かった。

でも、人間は本当にそういうものなんだらうかということに気づき始めた人たちがいました。一人ひとりが性別も趣味も宗教も生活も好きな食べ物も色も違う。一人ひとりがこのようにたった一人しかいない。一人ひとりの命にかけがえのない重さがあると考え始めた人たちがいたのです。



## 国家と「個人の尊厳」

一人ひとりがかけがえの無い存在

一人ひとりがかけがえの無い存在であるということはキーワード的に言うと「個人の尊厳」と言います。個人には尊厳がある。一人ひとりが尊厳を持って自分らしい人生を生きていていいのではないかと。すべてその発想からスタートしました。

その尊厳ある人生のために、必要不

可欠な人権があるだろうと。その人権を維持して守るためには、国民全員が自由平等であるために、国家というものを作って、代表を選び、その人に政治をしてもらうというのが重要なんだと、国家というものの考え方も変わりました。

自由と平等というものを守るために、人がいて、社会ができて、国家ができたという、そういう順番ではないかという考え方に行きついたんです。これはよく社会の授業では「社会契約論」という言葉で語られます。そういう考えもこの時代にやっと生まれたんですね。

でもどんなにみんなが選んだ国会議員やリーダーに、託して政治をしてもらっても、その人たちを放置してコントロールできなかつたらどうなるかということ、残念ながらどんな権力でもどんな民主的な手続きで選ばれたリーダーでも必ず腐敗してしまう。そういう歴史の繰り返しで来ました。

どんな民主的手続きで、みんなの総意で選んだ権力であっても国民がその権力を絶えず監視してコントロールしていかないと、権力というのは必ず国民を搾取して支配するものに化けてしまう。そこで権力を法であらかじめ縛っておけばいいというアイデアが生まれました。どんな政治権力でも、どんな時代のリーダーであっても、その憲法の法律の枠内でしか政治はできないとあらかじめ決めておけばいいということです。



## 「立憲主義」とは 国民が権力を縛るもの

国民が憲法という法律で権力を縛るというアイデア、これが立憲主義という考え方でした。この立憲主義という言葉がアメリカ独立戦争やフランス革命を経て、じわじわと近代国家のスタンダードになり、今では人類普遍の価値観ということで、およそ民主主義国家であれば共有している国家の土台の考えになっていきました。

日本ではどうかというと、70年前に大日本帝国憲法という憲法がありました。それは、いま話したような権力を縛るための憲法だったかということ、違うわけです。大日本帝国憲法いわゆる明治憲法では、誰が国の主人公かといえば天皇です、つまり天皇主権。日本の支配者すなわち万系一世の天皇は神聖にして侵すべからずという条文までありました。天皇は人ではなく神様でした。絶対的な存在として君臨していました。

そこには、人は生まれながらにして自由で平等などという天賦人権の思想などあるはずもない。国民は「臣民」であり、国民とすら呼んでももらえなかった。天皇の永遠の繁栄を支えるために生まれた民であり、天皇の所有物なわけです。“天皇を父とし、その子供として仕えるために生まれた民”と位置づけられました。その臣民には法律が許した範囲内でしか自由はありません。





## 明治憲法と両輪の「家制度」

女性は男性の所有物

同時に天皇を頂点とした大日本帝国憲法という中央集権国家を強固なものにするために、大日本帝国憲法と車の両輪になった制度があります。それは何かというと家制度です。家制度は日本で昔から続いた制度というイメージを持ってしまう方もいますが、実は明治政府が支配のために意図的に作った制度です。その時代から昭和の敗戦までの間しかないんですが、なぜか日本古来からある制度のように語られています。

この大日本帝国の繁栄のために作った家制度はどういう制度かというと、家族が戸主、つまりお父さんに服従すること。それぞれの家という小さな組織でピラミッドなんだという考え方です。お父さんに服従する頂点としたピラミッドが集まったのが、大日本帝国憲法という巨大なピラミッドなんだということです。天皇を頂点とするその帝国を、強固なものとして維持し繁栄させるためには、それぞれの家という小さなピラミッドを強固にすることが不可欠であると徹底的に教育しました。

この徹底した序列関係の中でも、特に女性は男性の所有物。民法上の権利はもちろんありません。相続する権利ももちろんありません。選挙権もありません。女性は男性と対等な人間扱いなどされていませんでした。



## ポツダム宣言と民主主義

日本国憲法前文

国際的にどんどん孤立していった全体主義国家日本は、第二次世界大戦の最後に、無条件降伏して民主主義国家として生まれ変わらなさいという通知、「ポツダム宣言」を受諾するのが遅かったために原爆が二つ落とされましたが、これを受諾して敗戦を迎えました。民主主義国家として生まれ変わることがポツダム宣言での約束だったので、この約束を果たすために日本はまず憲法を変えました。新しい民主主義国家としての憲法を作ったのです。

今更かもしれませんが、どうしてもこのところだけは、というのをピックアップしてお話ししようと思います。何よりもまず前文が大切なですよ。前文を暗記している方も多いかもかもしれませんが読んでみます。

### <前文>

日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、我国が全土にわたって自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によって再び戦争の惨禍が起きることのないように決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも国政は国民の厳粛な信託によるものであって、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その権利は国民がこれに享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲

法はかかる原理に基づくものである。われらはこれに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。

日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであって、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めている国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、等しく恐怖と欠乏から免れ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。

われらは、いづれの国家も、自国のことのみに専念して他国を無視してはならないのであって、政治道徳の法則は普遍的なものであり、この法則に従ふことは自国の主権を維持し、他国と対等関係に立たうとする各国の責務であると信ずる。

日本国民は国家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な目的と理想を達成することを誓ふ。

いつ読んでも、ほんとに素晴らしいと思います。いま私が説明した立憲主義という観点からこの前文を説明しようとする、一文字下がっている四段落でできていますが、この段落すべてが日本国民はという言葉で始まっていることに注目していただきたいのです。

第三段落目はわれら、つまり日本国民はですね。まさにこの憲法が国民のものだからです。国民が権力に対しア

ンチテーゼとして突きつけているものだからこそ、こういう書き方になっているのです。それは立憲主義の考え方だからこういう書き方になっているのですね。

人権の思想とか民主主義といったものが人類普遍の原理なのだ確信しているところに大きな特徴があります。その人類普遍の原理がこの日本のみならず国際社会全体で実現することを目指すと言っていて、すごい高い理想を持っています。そのために自分が名誉ある地位を占めたい、そのために邁進する、という使命は、加害と侵略の歴史があったからこそだと思います。

理想が高くて自分の国の発展だけではなく、人類全体の未来を見据えている姿勢特徴だと思います。



### 日本国憲法の根源「憲法 13 条」

すべて国民は個人として尊重される

そういう前文で始まる憲法ですが、13 条という条文をここで最初に紹介します。13 条という条文は、あまりメディアでも紹介されない条文ですが、実は日本国憲法のすべての根源になっている条文です。その条文をちょっと読んでみます。

### 第十三条

すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

「すべて国民は個人として尊重される」というこの一文が、この日本国憲法のすべての根源なんです。シンプルすぎてそんなに大切なのかなって思ってしまうかもしれませんが、これは私は私らしく生きていいということです。

個人の尊厳の「個」というのは“誰とも違う、世界でたった一人のかけがえのない存在”という意味です。すべての人がかけがえのない尊厳を持った存在として、私は私らしい人生を歩んでいい、あなたはあなたらしい人生を歩んでいいという宣言したのが、この13条の「すべて国民は個人として尊重される」という宣言です。この究極のテーマから、さまざまな人権が生まれました。

つまり、私が私らしい人生を歩むために何が重要かという、例えば言いたいことは言いたい場所で言いたいスタイルで言える自由がなかったら、私は私らしい人生なんて歩めない。だから「表現の自由」というのがどうしても必要だ。あるいは信じたい宗教を誰からも邪魔されずに弾圧などされずに信じられる人権がなかったら、とうてい私の尊厳なんて守れない。だから「信教の自由」が人間にはどうしても必要になってくる。

それからなりたい職業を目指せる自由というのがなかったら、私らしい人生なんて歩めません。だから「職業選択の自由」という自由が人間にはどうしても必要になってくる。

このように人が自分らしい人生を全うするために必要だと考えられた人権のリストがこの13条の条文から

どんどん出来上がっていつている。それくらい大切な源になっている条文です。

## 家制度を廃止した「憲法24条」

日本国憲法といえばやはり9条です。戦争の加害と侵略そして被爆、空襲。被害と加害両方を味わい尽くした国として、国家間の紛争解決にはもう武力は何の意味も無いということをも骨の髄まで、そしてどこの国よりも早く戦争の放棄、戦力の不保持を宣言しました。

ここで忘れていけない条文として24条をレジュメに書きました。是非ここで学び直しておきたいという条文です。

### 第二十四条

婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。

配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。

先ほどお話しした明治憲法と車の両輪となって大日本帝国を支えた「家制度」を廃止に追いやったのが、この日本国憲法の24条です。この条文を最初に起草したベアテ・シロタ・ゴードンさんについて詳しい人もきっと多いかと思います。

女性が尊厳ある人間で、男性と対等

な存在価値を持っているのだということ宣言しました。そして男女問わず人間一人ひとりがかけがえのない、この世にたった一人しかいない存在だという個人の尊厳です。この二つの原則、「個人の尊厳」と「男女の平等」は家庭の中でも徹底されなければならない理念なんだということ宣言したのがこの24条なんですね。

個人の尊重というのは13条で宣言されました。そして「男女平等」もやはり14条の「法のもとの平等」というところで保障されます。なぜあえて24条という条文が必要なのかというと、それは家族・家庭というものが、何よりも人生のしがらみになっているという現実があるからです。家庭内の暴力・虐待などで尊厳が奪われていても、外の助けを求めづらい、あるいは逆に外からは家庭の中が見えにくいからです。

「あるべき家族像」などなく、ましてや家族間に序列などあるわけがなく、家族にはそれぞれの幸せの形があるのだということをも24条によって、家制度は憲法で廃止されたのです。私たちがいま尊厳のある人間として言いたいこと言い、自由に生きていられるのも24条があるからこそと言わなければなりません。

 憲法を遵守するのは国民？  
or 権力？ 「憲法99条」

さて、99条というのは日本国憲法の実質的に最後に当たる締めめの条文です。99条にはこう書いてあります。

「天皇または摂政、国務大臣、国会

議員、裁判官、その他の公務員はこの憲法を尊重し擁護する義務を負う。」

憲法の規定に従わなければならないのは国民ですか、権力ですか、というクイズをよく私は講演会とか憲法カフェとかで出しますが、実はまだまだ憲法に従わなければいけないのは国民だと手を上げる方も少なくありません。ですが立憲主義とは何かと説明したとおり、権力を持つ人々が憲法を擁護し尊重する義務を負うのです。

憲法とは国民が自分たちの自由と平等を守るために権力を縛るものだからです。縛られていなければならないのは権力です。最後の最後に99条で立憲主義という考え方をもう一度確認して終わっているのが日本国憲法なんですね。

 最先端の日本国憲法

日本国憲法は70年経ちましたが、比較憲法的にも国際的にみても、いまだ最先端の内容といえます。これだけ細かい条文が最初から揃っている憲法はなかなかありません。アメリカの憲法は今でこそいい憲法ですが、ジョージ・ワシントンたちが作った当時は、黒人とか女には人権がありませんでした。

最初からこんなきめ細かい条文が揃っていて、立憲主義が宣言できている条文、そして戦争を放棄しているという憲法は、世界にもこれだけじゃないでしょうか。ポイントは13条のところでも語りましたが、個人の尊重です。民主主義とか立憲主義とか、そういった政治システムも、なぜ大事かと言え

ば、私たち一人ひとりが自分らしく生きていくために必要だからです。

## 安倍政権の壊憲への道のり

その最低限のルールというのが安倍政権の4年半によって、だんだん切り崩されていっているという現実があります。資料として、年表で「安倍政権の改憲への道のり」をピックアップしてみました。

2013年 12月 6日 特定秘密保護法  
2014年 7月 1日 解釈改憲(閣議決定)  
2015年 9月 19日 安保関連法成立  
2016年 11月 15日 南スーダン派遣部隊に「駆けつけ警護」付与を閣議決定  
2017年 5月 3日 安倍首相が「2020年までに9条に自衛隊明記」発言  
6月 15日 テロ等準備罪(共謀罪)成立

2012年12月の選挙で自民党が大勝し、民主党政権は崩壊して安倍政権が復活しました。復活安倍政権の今に至るまでの約5年の道のりは、私たちが共有しているはずの近代国家としての価値が、見事に切り崩されていった5年間でした。

特定秘密保護法は、国民から国家の情報を自由自在に隠せてしまえる法律で、知ろうと思ったら逮捕されてしまうようなひどい法律。

2014年というのは自衛隊が創設されて60周年に当たる年でした。その年に政府は、戦争を放棄する「9条」が場合によっては集団的自衛権の行使を許しているのだ、と今から考えるようにしたと宣言したのです。集団的

自衛権の行使とは何かと言えば、それは同盟国アメリカと一緒に戦争することです。

「戦争放棄で軍隊を持たないと言っている9条が、同盟国と一緒に戦争することを許している」と読むのは、とうてい解釈とは言えません。ほんとに無から有を作ったとしか言いようがない。どこをどう読んだって憲法にはそんなことを許してあるなんて書いてあるわけ無いんですね。そういうことを見事にさらっと安倍政権はやってしまった。

長く続いた自民党政権は、ずっと自衛隊は戦力ではなく自衛力にとどまること、そして集団的自衛権の行使は憲法上絶対に許されない、と説明しつづけてきました。自衛隊が戦力かどうか、違憲かどうかはともかく、自民党も「戦力を持つてはいけないこと」「集団的自衛権の行使は許されないこと」は一貫して説明してきたのです。

なのにある日突然憲法9条は許していると書いてあると。一夜にしてチャブ台をひっくり返すようなことをやってのけた。

## 安保法制と9条の解釈改憲

立憲主義の破壊が始まっている

その解釈改憲の閣議決定に基づいて2015年の9月19日、安保法制が成立されてしまった。国会前に詰めかけた方も多いと思います。その安保法制に基づいて安倍政権は去年、内戦の終わらない南スーダンに自衛隊を派遣しました。何事もなかったからよかったと言えるはずありません。そし

て今年の5月3日に阿部首相は、突然9条に自衛隊を明記しようという案を発表しました。

この案については後で語りますが、今、憲法9条が一文字も変わっていません。一文字も変わっていないにもかかわらず、憲法9条に真っ向から反する政治が堂々に行われて、真っ向から矛盾する法律が次々できあがって存在しているという、ほんとに異常な事態に陥っています。憲法に何が書かれているかは問題ではないと言いたいですね安倍政権は。

憲法に何が書かれているかより、権力が憲法をどう読みたいかの方が優先されているんだという政治です。憲法の条文よりも権力の執念の方が優先される。それはまさに憲法が食い破られていく瞬間です。解釈改憲、そして安保法制、それは全部政治が権力が憲法を食い破っていく瞬間に私たちは立ち会ってしまっているのです。

立憲主義は破壊されようとしているのではなくて、立憲主義は既に破壊され始めているのです。そういう近代国家として、ここだけは守らなければならないという土台、基盤が破壊されつつある今ということです。安倍政権の自民党の最大の目標が、明文改憲、憲法全面的な変更であることは間違いありません。改憲したいからには目指す国家観・自家像があるはずなんです。

## 自民党の改憲草案

今日はここだけは紹介したいという改憲草案を、皆さんと一緒に読んで

みたいと思います。自民党の改憲草案は前文がすごく分かりやすいので、自民党がどういう国家像を、どういう国を理想として描いているのかは、自民党の改憲草案の前文を読むと大体わかるので、ここで読んでみたいと思います。改憲草案の前文です。

「日本国は長い歴史と固有の文化をもち国民統合の象徴の天皇を頂く国家であつて、国民主権のもと立法行政および司法の三権分立に基づいて統治される。

我が国は先の大戦による荒廃や幾多の大災害を乗り越えて発展し、今や国際社会において重要な地位を占めており平和主義のもと諸外国との友好関係を増進し、世界の平和と繁栄に貢献する。

日本国民は国と郷土を誇りと気概を持って自ら守り、基本的人権を尊重するとともに和を尊び、社会や家族全体が互いに助け合つて国家を形成する。

我々は自由と規律を重んじ、美しい国土と自然環境を守りつつ教育や科学技術を振興し、活力ある経済活動を通じて国を発展させる。

日本国民はよき伝統と我が国家を末永く子孫に継承するためにここにこの憲法を制定する。」

実はですね、この前文を読んでも別にそんなに悪いことを言っていないという方も結構書いてくるんです。安倍政権のうまいところ、自民党の上手なところは、耳ざわりのいい言葉なんですよね。よく読んでみないとその恐ろしさというのは見えてこない。優しい言葉でカモフラージュするのが得

意なので、ここはよく法律家と一緒に読むのがいいので、解説します。

例えば私が先ほど何度も言っている人権とか民主主義といった概念はどこにも登場しませんね。代わりに書かれているのは、日本の歴史とか固有の文化、よき伝統という言葉、あと強調されるのは国と郷土を守る国民とか、和を尊ぶ、国家を形成する国民、自由と規律を重んじる国民。よき伝統を子孫に継承する国民。

つまり国民に自由な生き方なんて許されていないんです。国家が国民に対して国民とはどうあるべきかと。どういう国民として、どういう人間として生きるべきかというのがここで押しつけられているのですね。先ほどお話しした社会契約論の考え方はこうでした。「かけがえのない個人としての人間がいて、集まって社会ができて、自由と平等が大切だからこそ、それを守るために国家が必要だといって国家ができた」。

でも自民党の改憲草案だとそうじゃないのです。「日本という誇るべき国家があって、そこで生まれたものはこの日本という素晴らしい国家の繁栄のために生きる」という大逆転なのです。

### 明治憲法と教育勅語の発想

やはりこの発想というのは、明治憲法や教育勅語に共通する発想なのです。改憲草案の「前文」の最後の文はすごく象徴的で、読むと“日本国民はよき伝統と我々の国家を末永く子孫に継承するために、ここにこの憲法を

制定する”とあります。憲法を制定する目的は国民個々人の幸せとか自由とか平等のためじゃないのです。国家の繁栄のためにこの憲法を作った。そこに立憲主義とか国民が憲法で権力を縛るとか、自分らしい自由と平等の人生のために憲法をつくったのだという考え方とは真逆であるということがわかりますよね。

日本国憲法は日本の繁栄のみならず全世界・人類社会全体の発展を見据えて、そのために名誉ある地位を占めたいという理想も掲げていますが、改憲草案にはそういう理想もありません。先の大戦への反省や侵略の歴史への反省という発想は一言もないどころか、第二段落の最初のところに、“我が国は先の大戦による荒廃や幾多の大災害を乗り越えて発展し”とあるように一言で片付けられています。災害と戦争を同列に並べて事故もまた被害者みたいな認識で終わっているのです。前文を読んだだけで自民党が全面的に改正して、どういう国家を目指しているのかというのが大体わかってイメージできてきたかと思います。

### 「個」が取れた改憲 13 条

では、例えば具体的に 13 条という条文はどう変わっているのか、あるいはそのままなのかというところを見てみます。改憲草案の 13 条をここで取り上げたいと思います。

<13 条> 「すべて国民は人として尊重される。」

どこが変わったのでしょうか。そうなんです。すべて国民は人としてなんで

すね。なんだ「個」がとれただけじゃん！って、反応が返ってきて時々さみしい思いもするのですが、個人から個を取ったというのは、本当に個人という言葉が嫌いなんだなあというのが、私は初めてこれ読んだ時に鳥肌が立ちました。

私たち国民一人ひとりの自分らしい人生なんてどうだっていいんだということです。「あるべき日本人」として人としてどう生きているかが重要で、だから“すべて国民は人として尊重される”なんですね。人として尊重されるとはどういうことかといえ、よき伝統を子孫に受け継ぐ国民と前文に書いてあります。自由と規律を重んじる国民、和を尊ぶ国家を形成する国民と。気概を持って国土を守る国民です。そういう人として生きるかどうかというのが一番重要なんだと宣言しているのが、「改憲草案 13 条、人として尊重する」なんですね。

改憲草案の 13 条「すべて国民は人として尊重される」の続きがあります。「生命および自由、幸福追求に対する国民の権利については公益および公の秩序に反しない限り立法および国政の上で最大限に尊重されなければならない。」

12 条という条文が 13 条の前にあって 12 条でも同じことが書かれています。「公益および公の秩序に反しない限り人権が保障される。」

日本国憲法は、国民の尊厳や人権は命以上にこの世に大切なものは無いという価値観に立ってます。それはどこの民主主義国家も同じ共通の価値観のはずです。

しかし改憲草案はそうではなく、人権より大切なものは公益と秩序だということです。秩序って何ですか。公益って何ですか。こういう曖昧な概念を持ち出すのが自民党ならではですが、法律家の私ですら秩序とは何ですかと言われても説明はむずかしい、秩序とか公益とかは結局最終的に決めるのは警察です。警察がおまえの人権行使は秩序を乱すとか、その人権行使は公益を害すると言って取り締まれ、これも明治憲法と同じ発想です。人権というものの概念そのものが違うんですね。



## 24 条の改憲案

### 1 項「家族の尊重」のねらい

改憲草案 24 条もここに紹介しました。レジユメを開いて日本国憲法の 24 条をごらんいただけますか。今の憲法では 24 条はこうです。「婚姻は両性の合意のみに基づいて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により維持されなければならない。」

これが 1 項ですが、これ当たり前ですよ。カップルがいて、二人が結婚したいという意思を持っていれば結婚できる。(72 年前はそうではなかった)。この条文ができて、結婚は男女の間で決めればよいという社会になりました。

自民党の改憲草案の 24 条を見てください。1 項にまったく異質な文が入るんです。改憲草案の 24 条はこうです。「家族は社会の基礎的な自然的な単位として尊重される。家族は互いに

助け合わなければならぬ。」先ほど言ったように 24 条というのは、戦後に、それまで人権もなく支配の対象で所有物でしかなかった女性を人間として解放した。しかも社会や家庭においても、男性と対等であると宣言した条文です。

それまでの家制度を壊して、それぞれの家族にそれぞれの幸せな形があると、すべての家族を解放した条文だったのが、こういう一項が入りました。社会の基礎的な単位が人ではなく家族なんですね。この 1 項もさらっと読んだだけでは、家族って大切だよねって反応する方もいるんです。

しかし、男女平等や 24 条の条文ができて 70 年たっているのに、未だに女性差別は根強いんですね。なかなか女性が自分らしい、男性と同じくらい自由に生きられるかといったら実質的にうまくいかない。そういう社会だから、今こそしっかりと 24 条が実現されるよう政府がリードしていかなければいけないのに、あえて 1 項に家族の維持とか家族の繁栄というのが大事、と持ってくるわけです。

基礎的な単位が家族だと言っているところを見ると、やっぱり 13 条で国民一人ひとりの自分らしい生き方などどうでもいいと言っている自民党らしい。個人の幸せとか自分らしい生き方よりも家族の維持繁栄の方が優先されると言っているんですね。

自民党の考えは一貫していて、あるべき日本人として生きているか、家を守っているかということの方が憲法にとって国家として大事なんだと言っている。

もしもこの条文が現実のものになったら、具体的にどういう影響あるかということ、例えばまず真っ先に考えられるのが社会保障の切り捨てです。社会保障は家族単位にやればいいから、あとは家族の中で自己責任で決めてと切り捨ての口実に使われるのが可能性として一番高いですね。

育児や家事や介護は全部家の中でやってください。家族は助け合ってみんなで維持しなければいけないものだから、国家がそこまでお世話をする必要は無い、そういう理屈にどんどんシフトしていくはずですよ。ものすごい家族観の押しつけですね。あるべき家族という虚像を押しつけている。

家族全員が愛し合って、全員が仲良くて、みんなが毎日笑顔でいるという、そういう自民党が思い描いている理想の家族が、日本社会の現実に幾つあるでしょう。私も弁護士でしたので、家庭内の相談が多かったのです。相続・DV・モラハラ・嫁姑問題・虐待・介護離職など、家族が助け合っていけるものなら、笑顔で愛し合っていられるならどんなに楽か、でも問題を抱えた家族のほうが多いと私は働きながら確信しました。

家族の抱える問題は千差万別で、離れていたほうがお互いにとって幸せという家族がいくらでもいると思います。家族はそれぞれの幸せの形でそれでいい、と日本国憲法は 24 条で言っています。

そこで、家族の抱える問題は、個人の尊厳にかかわる問題だから、国家が福祉政策としてバックアップしていくべきだというのが日本国憲法の姿

勢です。

しかし改憲草案はそうではない。家というものは家族全員が仲良く維持して発展させ繁栄させていかなければならないから、家それぞれの問題は家族間で解決しなさいと、一切をバツサリと切り捨てが絶対に起こります。そういう状態になる条文になっています。



「のみ」が取れた

改憲案 24 条 2 項

その改憲草案の 24 条の第 2 項、つまり日本国憲法で 1 項だったものが 2 項にスライドしてどう変わっているかということ、改憲草案の 24 条 2 項を読みます。「婚姻は両性の合意に基づいて成立し」、何が変わったかわかりますか。「のみ」がとれたんですね。愛し合っているカップルが「結婚しよう」と、それだけで結婚は成立するはずなのに、自民党はそれを許さない。“二人で決めていい問題だと思うな”ということです。つまり家族がどう思っているかのほうが大事だと考えているのかもしれない。

“すべての女性が輝く社会”と言いながら、やはり安倍政権この 4 年半、女性の社会進出に関する政策はまったく打たないままです。いくら国民が望んでも保育園を増やさない。保育士さんの給料を上げない。女性は全員速やかに 20 代の若い頃に結婚して、速やかに複数の子どもを産んで、家庭に入って働かずに育児をやって、家事をやって、自分の親の介護も舅姑の介護はもちろんです。そうやって夫に従い

夫を支えればいいんだという、結局本音はそこだと思います。福祉・介護は社会福祉政策ではなくて、家の中でつまり嫁の役割ということです。

ちなみに安倍政権・自民党・改憲派の議員が多く所属している、そういう権力をすごく下支えしている日本会議という団体が全国組織であります。小池百合子さんも入っています。その日本会議が真っ先に目指している条文が 9 条ではなく 24 条です。やはり天皇を頂点とした中央集権国家を作るためには何が必要かといえ、家制度の復活が重要だと考えているのです。



9 条の死文化

「戦力不保持の削除」と

「自衛隊を明記」の意図するもの

それで 9 条の話をしてします。9 条に関しては皆さんよくご存じだと思います。自民党の改憲草案では、戦力不保持をうたった 9 条 2 項が全部削除されて、代わりに、全面的な集団的自衛権が行使できるという条文になっています。そして続けて国防軍の創設が定められています。

安倍首相が“現行憲法の 9 条のまま自衛隊を明記しよう”という案を 5 月に言及しましたが、自民党は国防軍を作るという改憲草案を一切撤回していないのです。自衛隊を国防軍にするというのは未だに彼らの悲願なのです。自衛隊を憲法 9 条に明記するというのは、単なる通過点、単なる一里塚です。

なぜ自衛隊の明記案を出してきた

かといえば、これはもう野党の分断、そしてリベラルの分断、それをまずしなくてはならない、それが目的です。自衛隊を明記するぐらいだったらいいのでは、と考える人がいるからです。そう考える人たちを絡め取る。そして野党を支持する人たちを分断するというのが彼らの目的だから、あえてこの改憲草案を前面に出さないで自衛隊を明記するだけだと言っているんですね。うまい作戦です。憲法違反だというそしりを受けかねない、自衛隊が可哀そうだという同情を誘う言い方をしてくる。

でも自衛隊が可哀そうだという筋合いはないんですね。私たち一般市民は、馴染みの深い今までの自衛隊というのは災害救助で活躍する自衛隊、そして専守防衛に徹底して一発も銃を撃ったことのない自衛隊、というのが一般市民レベルのものなんです。だから受け入れられてきたのですね。

その自衛隊は今もう無いのです。2014年に解釈改憲をして安保法制を作ってしまった安倍政権のせいで、単なる暴力装置になってしまった。アメリカと一緒に戦争する、正真正銘の暴力装置になってしまった。一般市民になじみのあるその自衛隊と今ある自衛隊。2015年の9月以降の自衛隊はまったく質の異なる自衛隊だつてことを全然隠しながら、自衛隊が可哀そうだから明記させてあげようという同情論で誘う。

今の自衛隊を9条に明記するというのは、つまり集団的自衛権を認めるということとイコールなんです。同盟国と一緒に戦争する集団を憲法に書

き込んでしまうということは、つまり戦争放棄と戦力不保持を言っている、その元々の9条の条文を死文化させることとイコールです。そのことを一人でも多くの国民に知っていただかなければいけません。非常に危機感を持って、この安倍首相の案を伝えていかなければならないと思っています。

どうですかこの改憲草案。近代国家としての常識が共有できないように作り変えられてしまっています。権力を縛るための鎖が憲法なので、つまりこの改憲草案は憲法ではない。憲法のない社会に変えようと言っているのと同じです。民主国家ではない、別の憲法のない社会、パッケージとして提案されているとみていいと思います。安倍政権4年半の道のりというのは、立憲主義を破壊してきた4年半だと思います。彼の理想の国家への布石なのです。

### 野党共闘の快挙

最後に解散総選挙となってまいります。異様な勢いで膨らもうとしている希望の党が生まれて、選挙の行方が今の時点でまったく予想の立たない状況にあります。

私たちのすべきことって何だろうか。私自身考えてみたいと思います。振り返ると、去年の7月の参議院選挙でやった野党共闘がどんなに素晴らしい快挙だったかというのを、何度も確認する必要があると思います。ファシズムと言っている今の政権に対して、立憲主義だけは守らないといけないというスローガンの下に野党がま

とまった。これは理性と知性というものの勝利だったと思います。

それまでのリベラル側の分断・分裂の歴史というのは、私は1980年代生まれなので、そういう歴史をリアルに経験してきたわけですが、そういう世代が社会を担う時代になったことが大きいと思うのですが、これまでの一筋縄では乗り越えられなかったところを乗り越えて、リベラルが一つにまとまって共闘できたことはすごいことで、自民党候補に勝てることがないという一人区で11人も勝てました。ほんとにすごい結果だった。

改憲勢力で3分の2以上の議席を取ったという結果だけ見ると与党の勝利ですが、一人区で野党が共闘して11人も勝ったという事実は、与党側にもものすごい打撃を与えました。なぜ急に今年の春、共謀罪が出てきたかというのも全部必然なのです。野党共闘というものがどんなに怖いか思い知ったからです。

これ以上リベラル派に自由に活動させては自分たちの政権が脅かされるから焦って共謀罪を作ったのです。すべては論理必然的に作られて仕掛けられてしまったことです。それぐらい焦ったのはやはり私たちの勝利だったということを私たちは何度でも確認して心強いと思っていかなければいけないと思います。

### 立ち上がった政治・憲法学者

安倍政権が復活してすぐのこと、2013年の春に憲法改正するための手続きの96条をもっとゆるいものに変

えようとキャンペーンを安倍政権は張りました。憶えてますか“96条変えよう”と。それまでまったく政治に関わろうとしてこなかった政治学者や憲法学者たちがついに怒って、立憲主義の危機だと政治活動を始めたのはあの時点からでした。

あんなに政治を語ることが嫌いだった学者たちが声を上げたことはそれぐらい日本が崖ということの裏返しです。立憲主義なんていう、そういう学問上の言葉でしかなかった言葉が一気にメディアで放送されるようになって、憲法というのは国民が権力を縛るものなんだということも知れ渡るようになりました。それで96条を改正しようとする安倍政権のキャンペーンも失敗に終わりました。

正しい知識、正しい情報がこの民主主義の社会においてどれだけ市民を力づける大切な武器なのか。血を流さない大切な武器なのかということ。私自身が思い知らされた象徴的な出来事でした。

### 一人ひとりが声を上げよう

私たち「明日の自由を守る若手弁護士会」は570人いて、毎日のように全国各地で「憲法カフェ」とか居酒屋・喫茶店・レストランとかでやっています。全国各地でそういうご依頼が絶えません。憲法を変えるべきかどうなのか全然知らないけど、とりあえず憲法に何が書いてあるかを知ってみたい、そういうリクエストに私たちが逆に励まされています。

希望の党が今うごめいています。自

民党の改憲に強く反対していた民主党の議員たちの今後もどうなるかわかりません。私たち市民が本気で動いて声を上げていかれるか、それだけにかかっていると思います。一人ひとりの力は微力です。でも微力は無力じゃない。一人ひとりが自分なりの声を上げればいいんです。それがあらゆる政治の原点だと思います。

そんな小さなことで変わらないと思わないでほしい。こんな私でもできることがあるかと、子育て中のママから聞かれることがあるので提案していることがあります。例えば、メディアへの働きかけを考えてみてください。NHKの7時のニュースとか、報道ステーションとかニュース23とか、多くの人が見ているニュース番組・報道番組があります。その番組のホームページやテレビ局に憲法の特集をしてほしいと。憲法とは何か、憲法を分かりやすく説明してくれるコーナーを作してほしいとか、そういう声を視聴者としてリクエストしてみてください。

あるいは憲法の報道が偏っていたという注文をつけたり抗議したり、メールとか電話・ファックスを是非してみてください。向こうは何よりも数字、何よりも視聴者が大事なんです。そういう視聴者の声というのは絶対に大切にします。

改憲したい日本会議の人たちがこつこつとメールや抗議の電話をし続けてきた成果が今のあのNHKの状態、今も日本テレビとかフジテレビの報道のあり方に影響しているんだと思います。あちらはあちらで地道にこう

いう活動しているので、こちらもそういう活動をしていってください。

一日一本の電話でも200人が掛けたら200本です。200人の視聴者から憲法の特集についてリクエストがあったと言ったらそれは動きます。あるいは地元の選挙区から出ている与党の議員さんへの働きかけというのも大事です。憲法の質問を投げかけてみるのもいいでしょう。

重要なのはこういう活動が一人でも出来るということです。家にいても出来る。平日でも出来る。デモや集会に行く時間がないとママさんたちは言うんです。いいです、大丈夫です、家でも出来る、一人でも出来る、夜でも出来る活動があります。そしてメディアへの働きかけとか、国会議員への働きかけは、実は集会やデモよりもっと大きな影響、ダイレクトに響く結構打撃の強いアクションなんです。だから是非やってくださいと私は言っています。

憲法がどんなものなのか知って、その上で自分の頭で考えて、自分なりにアクション起こしてやってみる、一人でもやってみる、そういう一人ひとりの地道な努力でしか、デモクラシーというのはもう深められないし、耕せないという真理をこの4年半で学びました。何度も何度もほんとに思い知らされます。

最後に紹介したいのが日本国憲法の12条です。

「この憲法が国民に保障する自由および権利は、国民の不断の努力によってこれを保持しなければならない。」

これは 12 条の前段です。自由を失いたくなければ、自由を行使するしかありません。自由にものを言えなくなる社会、自由にものが言える社会を守りたかったら、自分が声を上げるしかない。70 年前に作られた 70 才の憲法ですが、まるで今の私たちのこの状況をぜんぶ予想しているんです。

今日、皆さんとここで憲法を考えることが出来たことは、私にとって大切なご縁でした。皆さんにとっても、こんな改憲だけは許せないと周囲に広げられ、また深められる機会になったらと思います。

ご清聴ありがとうございました。

(記録・まとめ／穴戸久子・竹森絹子)

#### 黒澤いつき プロフィール

東北大学法科大学院修了。2009 年弁護士登録。第 1 子妊娠を機に弁護士登録を外し、しばし母親業に専念。2013 年 1 月「明日の自由を守る若手弁護士の会」設立。共同代表。

近著に「憲法カフェへようこそ」(2016 年、かもがわ出版、共著)、「あきらめることをあきらめた 71 年目のデモクラシー」(2016 年、かもがわ出版、対談)、「私にとっての憲法」(2017 年、岩波書店、共著)がある。

